

東大和市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）FAQ

No.	区分	質問	回答
1	対象者	どのような理由で利用できますか。	保護者の方のリフレッシュ、学校行事、通院、自己実現、残業など幅広い理由で利用できます。また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
2	対象者	共同保育とは何ですか	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
3	対象者	共同保育（保護者とベビーシッターと一緒に保育）で、補助対象となるのはどのような場合か。 ※共同保育を行わない事業者もごございますので、ご利用前に必ず事業者にご確認ください。	①保護者と1人のベビーシッターが、1人の補助対象児童と一緒に保育した場合は、1人分の保育料が補助対象となります（この場合、下記書類は不要）。 ②保護者と1人のベビーシッターが、2人の補助対象児童と一緒に保育し、かつ1人分の保育料を支払う契約をした場合、1人分の保育料を補助します（この場合、下記書類は不要）。 ③保護者と1人のベビーシッターが、2人の補助対象児童と一緒に保育し、かつ2人分の保育料を支払う契約をした場合、2人分の保育料を補助します。 【③の場合の必要書類】 ベビーシッターと保護者が共同保育をしたことがわかる資料と児童ごとの利用時間、保育料がわかる領収書（資料等）。
4	対象者	保護者が不在時、ベビーシッター1人が、補助対象児童2人の保育をする場合、補助対象となるか。	補助対象になりません。補助対象児童2人の場合は、ベビーシッター2人でないと補助対象になりません。
5	対象者	保育園や幼稚園などに入園していても対象ですか。	保育園や幼稚園などの保育施設に入園していても対象となります。
6	対象者	育児休業中でも、この事業を利用できますか。	はい。利用できます。
7	対象者	実家が東大和市にあり里帰りする場合、対象になりますか。	東大和市に住民登録があることが要件なので、住民票が東大和市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、東大和市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。

8	対象者	子どもの住民票が東大和市にない場合、対象になりますか。	住民票が東大和市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、東大和市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
9	対象者	サービス利用時は東大和市内に住んでいましたが、現在(補助金申請時)は市外に在住しています。この場合、補助金を申請できますか。	はい。東大和市在住時に利用した分が補助の対象となりますので、市外に転居していても補助金を申請できます。
10	対象者	兄弟姉妹で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。共同保育を利用する場合は、1人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、事業者によっては、共同保育の依頼を受付けていない事業者がありますので、詳しくは事業者へお問い合わせください。
11	時間・期間	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	毎日、24時間、日曜、祝日、年末年始も補助対象になります。
12	時間・期間	補助の対象となる期間は、いつからいつまでですか。	令和6年4月1日～令和7年3月31日の利用分が対象です。
13	時間・期間	年何時間まで利用できますか。	お子さん1人あたり年144時間、多胎児(ふたご、みつご等)はお子さん1人あたり年288時間まで利用できます。
14	時間・期間	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
15	対象利用料	補助対象となるのは純然たる保育サービス提供対価のみとありますが、保育に付随する料金もすべて対象外でしょうか。	保育に係る基本料金のほか、夜間割増、祝休日割増、0歳児保育加算、沐浴加算など、一般的な保育サービスを受けた際に発生する加算料金は、補助の対象となります。
16	対象利用料	保育と家事援助を同時に依頼を依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。一方で、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
17	対象利用料	対象利用料は「純然たる保育サービスの提供対価」とありますが、対象児童の保育園等への送迎は補助対象となりますか。	保育に付随する送迎は補助対象となりますが、保育を伴わない送迎のみの利用については補助対象となりません。

18	対象 利用料	クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。	割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)は補助対象となります。提出書類から、割引の対象経費が分かるものの添付がない場合は、割り引かれた費用については、純然たる保育サービス提供対価(税込)から差し引いて補助金を計算します。なお、申請後の補助対象額の変更はできません。
19	対象 利用料	交通費は補助の対象になりますか。	対象外です。
20	場所	自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますか。	本事業では、預かり場所の制限は設けていません。契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。
21	対象 事業者	どの事業者を利用すればいいですか。	東京都福祉保健局のホームページ「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」に記載されている、認定事業者のみ利用できます。
22	対象 事業者	市が事業者を紹介してくれるのでしょうか。	市が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。
23	対象 事業者	従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることにはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件(研修受講、保育経験、資格保有等)を満たしている方になります。
24	利用の 流れ	事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか。	①契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(厚生労働省ホームページ)をご確認ください。 ②契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」と必ず申し出てください。
25	交付申請	補助金申請書、請求書、口座振替依頼書の氏名は、領収書の氏名と異なってもよいですか。	補助金申請書、請求書、口座振替依頼書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。ベビーシッターの利用者、補助金交付申請者・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があります。
26	交付申請	数か月前に利用しましたが、申請を忘れていました。まとめて申請することはできますか。	同一年度の利用であれば、まとめて申請することも可能です。ただし、令和6年度利用分の申請について、最終提出日後(令和7年4月15日)に申請することはできません。

27	交付申請	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	要件証明書は、利用時に交付を受けてください。発行日が、利用日当日以前の日付であることを必ず確認してください。
28	交付申請	前回の申請時と同様にベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	要件証明書は、前回申請時に提出済みであっても、申請ごとに提出してください。
29	交付申請	要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の要件証明書が必要になります。
30	交付申請	午後6時30分～午後9時まで(2時間30分)の利用を3回した場合、6時間が補助の対象になりますか。	利用時間に対する補助額の計算は、申請ごとに利用時間を合計し、1時間未満の時間は切り捨てになります。午後6時30分～午後9時まで、2時間30分の利用を3回した場合は、合計7時間30分になりますので、7時間分の補助金として、上限17,500円(2,500円×7時間分)の交付となります。
31	交付申請	申請はいつまで可能ですか。	令和6年度利用分については、令和7年4月15日(月・必着)が最終提出期限になります。期限を過ぎた場合は、受け付けることができません。
32	交付申請	利用料金をクレジットカードで支払っているため、領収書が令和6年度の最終締切日令和7年4月15日に間に合わない場合、どうしたらいいですか。	保育課までご相談ください。
33	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。
34	その他	この事業はいつまで継続予定ですか。	令和7年3月31日までです。令和7年度以降の実施については、市ホームページ等でお知らせいたします。(東京都の補助制度を利用しているため、今後、都の制度が見直された場合、事業の変更や継続をしない可能性があります。)